

(名 称)

第一条 この会の名称は「谷地町内会」という。

(目 的)

第二条 この町内会の目的は、行幸田自治会の下部組織としての活動を通して、谷地住民相互の交流及び親睦を図ることを目的とする。

(事 務 所)

第三条 この町内会の主たる事務所は谷地公会堂に置き、理事宅を日常の事務所として活用する。

(行 事)

第四条 この町内会は、第二条の目的を達成する為に行幸田自治会の行事に参画し、この自治会の目的達成に必要と認められる行事を行う。

(会 員)

第五条 この町内会の会員は次に該当する者で構成する。

- 1 谷地に居住する人（世帯主又は戸単位）
- 2 谷地に事業所、又は店舗を持ち営業している人

(会 費)

第六条 この町内会の年会費は次の通りとする。

- 1 町内費
(ア) 持ち家の者 2,000 円
(イ) 借家の者 1,000 円
(ウ) 事業所又は店舗 1,000 円

但し、(ア)と(ウ)に該当する人は(ア)の項を適用する。

- 2 公会堂維持費
持ち家の者 2,000 円
借家の者 0 円

- 3 町内費及び公会堂維持費は、毎年6月に集金集計する。

(入 会 金)

第七条 この町内会に新たに持ち家し入会居住する人からは、入会金として10,000 円を徴収する。尚、翌年度からは第六条の適用を受ける。

（使用料）

第八条 町内会の活動以外で公会堂を利用する場合は、以下の使用料を徴収する。

- 1、 報酬を得て公会堂を利用する会員 500円（一回3時間まで）

（運営費）

第九条 原則として、この町内会を運営する経費は第六条の町内費を充てる。

（役員構成）

第十条 この町内会の役員及び職務は原則として次の第一項から第三項とする。

第一項 役員構成

- 1、 理事 1名
- 2、 組長 6名 （内、会計1名 副理事1名）
- 3、 獅子舞保存会役員 2名
- 4、 夏祭り祭典委員 2名
- 5、 行幸田自然公園管理委員 2名 （理事1名を含む）

（1）上記1～5の役員は総会で決定し、任期は2年とする。

但し、カウカ（5組）とIカAB（6組）の組長は一年交替とする。

（2）自治会本部より各事業における部会役員の要請ある時は、その都度役員を選出する。

（3）会計・副理事は、1～4組の組長の中から互選された者が努める。

第二項 総会及び役員改選

- 1、 総会は、毎年1月1日の新年会に先立ち開催し、事業並びに会計報告を行う。
- 2、 役員改選（理事）は、選考委員 名以上を現行理事の指名または選挙で選出する。
- 3、 組長は各組ごとに選出する。
- 4、 選考委員会より選出指名をうけた人は、これを遵守する。

第三項 職務事項

- 1、 理事は、行幸田自治会の招集時には参画し、必要事項を書面又は町内会議を持って報告する。

- 2、 理事は、町内行事の企画運営を行う。副理事は、理事を補佐し理事に事故ある時はこれを代理する。
- 3、 理事は、谷地公会堂の運営管理に努める。組長は、これを補佐する。
- 4、 理事は、資源ごみ当番表を作成配布し資源物の整理に当たる。
(一回の当番員は4~5名位)
- 5、 理事は、町内会の要望を速やかに自治会本部へ書面等で提出する。
- 6、 会計は、町内行事の企画運営に当たり、町内費を管理し、総会に会計報告を行う。理事は、これを補佐する。
- 7、 組長は、書面広報等の配布と集金集計業務を行う。理事は、これを補佐する。
- 8、 弔時には、施主の意向を尊重し理事と組長が中心になって協力する。
- 9、 会員は、各役員や部会に協力する。

(公会堂の運営)

第十一条 公会堂の運営

- 1、 公会堂の維持管理は理事や組長が努め、会員はこれに協力する。
- 2、 公会堂の敷地は借地につき、年末に借地代金を納める。
- 3、 公会堂維持費は、町内費と別途積立し以後の増改築に充てる。
- 4、 公会堂使用時は、代表者が理事又は組長の承認を得る。但し、使用日時が同時の場合は町内会が優先する。
- 5、 公会堂の合鍵は、理事と各組の組長が管理保守する。

附 則

*この会則の施行日は総会の議決を経た日から、一ヵ月後に施行する。

*この会則は総会をもって改正することができる。

改正履歴

平成 9 年 3 月 30 日臨時総会にて決議

平成 13 年 1 月 1 日総会にて一部改正

平成 16 年 1 月 1 日総会にて一部改正

平成 17 年 1 月 1 日総会にて一部改正

平成 18 年 1 月 1 日総会にて一部改正(主な改正点...公会堂使用料の追加)

【谷地の主な年間行事】

月	行事(活動)名	備 考
4月	ア 十二講及び道路清掃	・第一日曜日の午前8時公会堂集合 ・十二山の参道及び町内清掃 ・十二様御参り 費用 参 加 費1000円 清掃活動出不足金1000円 他、獅子舞保存会費 500円徴収
5月		
6月	イ 茂沢川草刈 町内費・公会堂維持費集金	午前8時より(午前中終了) ・集金額は会則参照
7月	まんが洗い	・農家のみ(田植完了祝)
8月		
9月	ウ 茂沢川草刈 行幸田自治会費集金	午前8時より(終了後懇親会)
10月	エ 道路清掃	・出不足金 1000円
11月	公会堂清掃および忘年会	・婦人部のみ
12月	オ 秋葉様(及び忘年会)	・例年17日午後6時30分より開催 ・忘年会参加費 1000円
1月	カ 総会(及び新年会)	・例年元日の午後1時より開催 ・隔年で役員改選 ・新年会参加費 1000円
	どんど焼き	行幸田こども会育成会主催
	婦人部新年会	・婦人部のみ
	農事支部新年会	・農家のみ
	ガニノス会新年会	・ガニノス会員のみ
2月		
3月	役員引継(理事・組長)	・隔年

ア～カは町民全体の行事、それ以外は各種団体の行事。 印は集金業務